

福祉サービス第三者評価とは？

「福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という）」は、監査とは役割が異なり、法令上定められる最低基準を満たしたうえで「よりよい」福祉サービスの提供を目的に実施されるものです。事業所内部で行う自己評価をもとに、中立的な立場である第三者評価機関（以下「評価機関」という）が外部からの客観的な視点で事業所の優れている点や、改善が求められる点を報告書にまとめます。第三者としての視点が保たれるよう、保護者へのアンケートや事業所訪問によるヒアリング、評価機関に設置する評価決定委員会による審議など、複数の方法により評

受けてみませんか？
保育所の
福祉サービス
第三者評価

保育所の保育指針が10年ぶりに改訂され、平成30年4月から施行されます。これまで以上に保育の質に注目が集まることが予想され、各保育所における専門性の向上や、現在の新たな課題への対応力が求められます。

また、「福祉サービス第三者評価」を実施する際の基準となる保育所版ガイドラインも平成28年3月に改正されています。

質の高い福祉サービスを目指す方策の一つとして位置づけられている「福祉サービス第三者評価」について紹介します。

価を行います。

評価結果は評価基準の細目ごとに a・b・c の3段階で評価し、判定理由を記載してお示しします。これは、事業所のランクづけではなく、「よりよい」福祉サービスへの到達度を示すものです。

受審するメリットは？

第三者評価は、結果を公表することにより、保護者が保育に関する情報を得ることができ、保育所の選択などに役立てることができ

ます。また、サービスの質の向上に積極的に取り組む事業所として、地域に向けた発信もできます。

しかし、それ以上に重要なことは、第三者評価受審の過程で自

設の取組み、保育内容や保育の質について振り返る作業を通じ、職員「の気づき」が生まれやすくなることです。また、質の高い保育を目指すために「何を大切にしているのか」「どのように育てようとしているのか」「そのためにどのような環境を用意しているか」といった現状を可視化し、改善に向けた取組みについて共通理解を深めることができます。

第三者評価は、「事業所が評価

されると考える」のではなく、「事業所が活用する」ことで真価を発揮します。サービスの質の向上や保育所の強みの「見える化」の方策の一つとして、受審を御検討ください。

本会で実施している福祉サービス第三者評価の受審を希望される場合は、パンフレット等の参考資料をお送りします。

総務企画部企画情報担当
TEL(018)864-2740

